社説

放免囚徒の始末

今回の減刑に依て囚徒の放免せられしもの殆んど一萬六千人にして中には惡黨の有樣きに感泣して良民と化するものもある可しと雖も猶ほ紙一重の鳥放たれて方向に迷ひ心なからずも道を踏み外すもある可く或は生來の暴習洗はんと欲して洗ふ能はず再び惡念の驅る所と爲るものある可し明治二十七年中重輕罪者の減刑は合計十四萬六千五百餘人にして内初犯は九萬六千八百餘人、再犯以上の者四萬九千七百餘人なり其獄中に在りしときは具に辛苦を嘗めたるみとならん又屠々僧侶の說教を聽きたるみとならんに尙ほ斯の如く再犯以上の者初犯者の半數以上を占むるを見れば一たび惡習に染みたるもの〻遷善容易ならざるを知る可し然るに今若し恩典に浴したるものにして悔悟するもの少なく再び惡事を働くもの多からんには折角の聖意を空うするのみならず社會の公安を維持する上に於て容易ならざるみとなれば其筋に於ては相當の工夫ある可き筈なれども特別の考案もなきものと見え只地方官に向て一片の訓令を發したるのみ蓋し放免囚徒の始末は平生に於ても篤士仁人の苦心する所にして未だ名案を得ざるみとなれば今日の場合に於ても神に良策ある可しとも思はれず彼等の罪を犯すは多く貧窮より出づるものなればとて一時衣食の資を其筋より給與せんか放免すら既に莫大の恩惠なるに此上金錢を施すは恩を明りにするものにして慈善を以て正道を蹂躙するの誹を免れざるのみならず與へたる錢は衣食の資と爲りて數日の後には又依然たる元の丸裸たる可し左れば何か仕事を求めて業を授けんかと云ふに是迄の如く商工業の勃興其だ盛にして富潤なる世にても多くの人夫を要する時ならんには業を見出すみと或は難からざる可しと雖も今は世間精々不景氣を慨歎して人を要するみと自から多からず特に無頼者は眞面目に規則正しく務に服するを好まざるの常にして從前既に此種の者を試用したる例なきに非ざれども生來無頼の個情にして永く辛抱するもの其だ少なしと云ふ生業に就かしむ可しとの內務大臣の訓令も實際に効を奏するみと少なかる可き歟左れば彼等の始末は何人も憂ふる所にして名案ならずも無理ならざれども萬一にも之が爲めに世の不安を來すみともあらば當局者に於て申譯なき次第なれば切めては警察の注意にても一層厳密にして彼等をして惡事を働くに餘地なく生業に就くの外生活の道なからしめんみと切に希望する所なり

○敎免者懺悔談（三）

愛媛縣有期徒刑十二年士族　高知縣警部長　岡爲之助述

[illegible]い〻ば顔る惡ひべく怖るべき人物なるが如く[illegible]も岡の知るは一見識に[illegible]村の[illegible]と称し[illegible]の惡黨の[illegible]に化せられ[illegible]なり[illegible]事で能う働くべくも居りませず酒に呑みて往た

ものでございんして九で夢中で働りました、途中でも五五遍も酒を喫べましたやうな譯で其譯の爲めに往たものでございんして直ぐに最う六日振りかに捕縛せられました、ウウれ關に對して答へ申すにも全く醉ふて往た

た、御一新後舊藩の本を申すと私は薩城下に生れました、御一新後舊藩の地方知行がありまして其知行先の村へ參りて暮して居りました其村に阿部辨之助と云ふがあります、誠に小利巧な男で、此者は再々獄に下りました、所が十五六年の頃久しい間華族を虐めて居りました、所が十五六年の頃不國徒てます村の百姓或は町人なぜ[illegible]を使ひますやうな事で、教へて呉れんかと申すので教へて居りました、其中に阿部が私の處の枠にも劍術を教へて呉れんかと曰ふ、夫れはヲコすが宜いと云ふて使ふて遣りました、さうして辨之助の宅にも行き此方へも來たりして夫から悪意になつて折々酒を喫べに行きました喫べに往て居る處で殺人醉ふて來ました所が辨之助の言ふには今晩は何處其處へ强盜が這入つたの何處其處で金を踏けたのと様々話ひました私も一遍は公儀證書を過分に頂戴しまして[illegible]の藍たぬ內に使ひ取ると云ふやうな譯で其時分は甚だ[illegible]して居りました、其翌をします所を見込みまして[illegible]盜物があれば御裁判になると云ふ事になりまして[illegible]られました其時と云ふものは俺の爲めにや素と大金を費やし世話をして呉れたもの、夫れで俺に[illegible]にや俺も金を費やし世話もし殊に[illegible]るが此度、拂ふた錢の證書をば取返さずして其儘置いたら新へられたと斯う申す俺も此度ゐを助けて遣ねばならん其金は四百圓ばかり俺も實段したがナカ〳〵金も出來ませず何卒して助けむならんと曰ふ、私も苦心して居た最中、其の處を見込んで阿部辨之助が俺を誘ひ込んだ、ソレはナカ〳〵六ケ敷奴でございんす、ソコで再々御懇を喫べます內に或日此（傍の椅子に腰掛け居る一人を指して）岡村鰕太郎と云ふものが來ましたら辨之助が頻に勧めます、鰕太郎の隣に鄉士がございまして夫れは敏程富んで居るからそれ〳〵行て取るが宜いと云ふみとを勧めました、私にも亦鰕太郎の調の安國某と云ふ鄉士は金滿家で一萬七千圓の金がある、其金を取るみとは掌の物を取るが如く取れる、然れども其家に劍術者が拖へてあるから[illegible]其劍術者を打殺さて呉れんか賞賜して出さぬ、れ前が御心配の事も聞いて居る四百圓や五百圓の位の金はそうにでもすると云ふ、不[illegible]俺も聞つて居るなり其話を聞けば劍術者と云ふのも格別の劍術者でもございんせぬ彼の位なら打伏せられるだらうと謂ふた夫からソチコチして居る內に是非行て御[illegible]に聞ふて往て遣らうと云ふやうなたのでもあるが彼方では眞に往て遣らうと云ふたやうに取込み又無理に誘し側から强盜でも安國の家へ這入つたならば一旦さう云ふ密談を俺に話したるものだから縱令外の[illegible]が這入つても辨之助が往たと云ふみとになるかも[illegible]と國を暗殺にでもしやうといふて居ると云ふ話も[illegible]りました

夫から辨之助が頻に言ふものでございますから私が感意にしまするもので甲原村に服部と云ふものがございます、ソレに相談に參りまして俺が斯う云ふみとを容易に請負つて今遇引ならねとになつて居ると相談したが〳〵大家で間數は澤山ありまして[illegible]丁度其日は甲原村の家で餘程服部は醉ふて居りました其日は俺も酒を貰ふて歸りまして竪々朝出て往くと服部が俺の方へ來て居りまして彼此して居る內に辨之助から呼びに參りました、今客があるから往くみとはならん、客は誰ぞといふて問ふにワコしましたから斯う〳〵したものが來て居る、さう云ふれ客さまなら樽は御同行なさるやうにと云ふので一緒に往て見ました スルと此岡村も來て居ります、岡村も今まで[illegible]さう云ふみとは少もしたみともなく、殊に近處の事でございますから餘程遠慮なやうでしたが何しろ片ッ方の[illegible]が強いから遂に其機に乘じて俺が連れて往てやると云ふみとになり客も辨之助の口上に迷ふてソンなら今日行かうちやないか是から往からちやないかと云ふので意よ往かうと云ふみとになつた

其處から赤岡村、十一里程ございんす、一里は五十町でございんすソレを大醉に醉つて居る[illegible]で午後の二時頃から這つて往きました、途々御懇の酒が醒めると飲み醒めると飲みして始終路々喫べて往きました、既に被害者の家を距る三十町位の處へ往きますと最う夜中過でございんす、何でも向ふ往て酒が隱めて往かん、モ[illegible]と這つて往かうと云ふやうな事で又町の酒屋を起して飲みまして夫れから參りました、參ります內に俺は大醉に何したものですか——右側を行きますと川、左側は水田、川に墜ちまいと思つて左の方に避けて往く內に堤から側まに田に墜ちて泥だらけになつて本當の泥棒になりました、丁度三月の事で袷羽織を着て居ました夫れなり川へ這入つて洗ふて其儘ボタ〳〵で出掛けましたが併し大醉に墜ちて今まで勝利を得たものはないから止めやうちやないかと云ふたら厳抜けだとか何とか皆が喧しい事を曰ふから遂に行きやんした、行きやんしてマア岡村は醉ちやかられ前門に待つて居て呉れと云ふやうなとで岡村は門に待たして置くみとにして夫れからコチラへ這入らうとした處で誰も行人がない

れ前先きへ行けイヤれ前先きへと云ふやうな譯で其處に蜜柑の樹がございんす其蜜柑の樹の下で暫く休憩行け彼行けと喧嘩合つてばかり居て行人がない、折角此處まで來て誰も行人がないなら仕方がないから俺行かう、夫から岡村も樣子を問ひました所が彼方の[illegible]さまの寢居る處から這入るが宜からうと云ふので其通さまの寢處の方指して行くと中庭の塀がありて其處にも小さい門がある筈が無つて居るかと思つたが開けて見ました所がガラ〳〵ッと明いて廣敷の處には戸も閉て居ません障子越の中には燈火がクワッ〳〵と點してある中庭の中にも燈火でクワッ〳〵と燃して居る中に病人がある樣子で三十四五の婦人が伴いて居て話をしながら足を揉んで居る、スーッと障子を開けて御免なさいと曰つて這入つたら其婦人がハッと驚を立てたコレ驚を立つては行かん決して害はせん驚を立てるな驚をするか知れん決して驚を立てるみとはならんと俺も言ふては居ますが彼の劍術者が二十五間とか三十間の月夜で拖へてあると云ふから[illegible]

不意を喰ふてやられて[illegible]するものにれ前は此處で來るものがあると云ふ[illegible]が何處に居るみとかと[illegible]大家で間數は澤山[illegible]かり寢て居つて一寸と居ります其處の室に二[illegible]も十一名か居りました[illegible]ます其祖母さまの看病[illegible]な譯、物ど其間々々を[illegible]劍術者は居りませぬ、[illegible]夫から此方へ歸つて[illegible]來て其處に居ります[illegible]ウ云ふものかと問ふた[illegible]まで御男子はありませ[illegible]晩に來るれ方がございま[illegible]

獨逸伯林府のカスタン畫子は最も見物人の[illegible]の外は額より肩、頬の[illegible]面畫子の名を得る[illegible]て奇ならしめたり此[illegible]なるポーランドの[illegible]伯林府の人種學會[illegible]はれ歸りがございんせ[illegible]云ふ街が一里ばかり[illegible]は戻らぬ、誰も男子[illegible]て見ますと服部が[illegible]本藩つて居ります其[illegible]ります、ドウだと謂[illegible]う新つて仕舞ふと謂[illegible]暴い事をいはんで有[illegible]事をせぬが宜しいと[illegible]れて往た同部辨之助[illegible]の娘がある所謂士族[illegible]ですな、其娘を[illegible]があれば這つて呉れ[illegible]にもなんな娘を[illegible]夫れから[illegible]居つたものである當